

静岡産業大学機構長の任期及び選任に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に設置する各機構の機構長（以下「機構長」という。）の任期及び選任に関し、必要な事項を定める。

(任 期)

第2条 機構長の任期は、1年とし、再選を妨げない。

(選任の方法)

第3条 機構長の選任は、本学の専任教員のうちから、理事長が学長の意見を聴いて選任する。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。